

事務連絡
令和3年6月4日

建設業関係団体の長 様
関係測量・設計業団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長
(令和3年5月28日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

このたび、令和3年5月28日に政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が公示され、京都府においても令和3年5月31日から6月20日まで延長されることが決定されました。

つきましては、別紙のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知（令和3年6月1日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

なお、同ガイドラインについては下記ホームページに掲載しております。

(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001404285.pdf>)

その他の「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」は下記ホームページに掲載しております。

(<http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html>)

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5227

事務連絡
令和3年6月1日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長
(令和3年5月28日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更(令和3年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年5月23日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年5月28日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の1都1道2府5県において、同5月31日から6月20日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき期間について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、の5県において、同5月31日から6月20日まで延長することが決定されたところですが、令和3年5月23日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しく申し上げます。